

年金財政運営

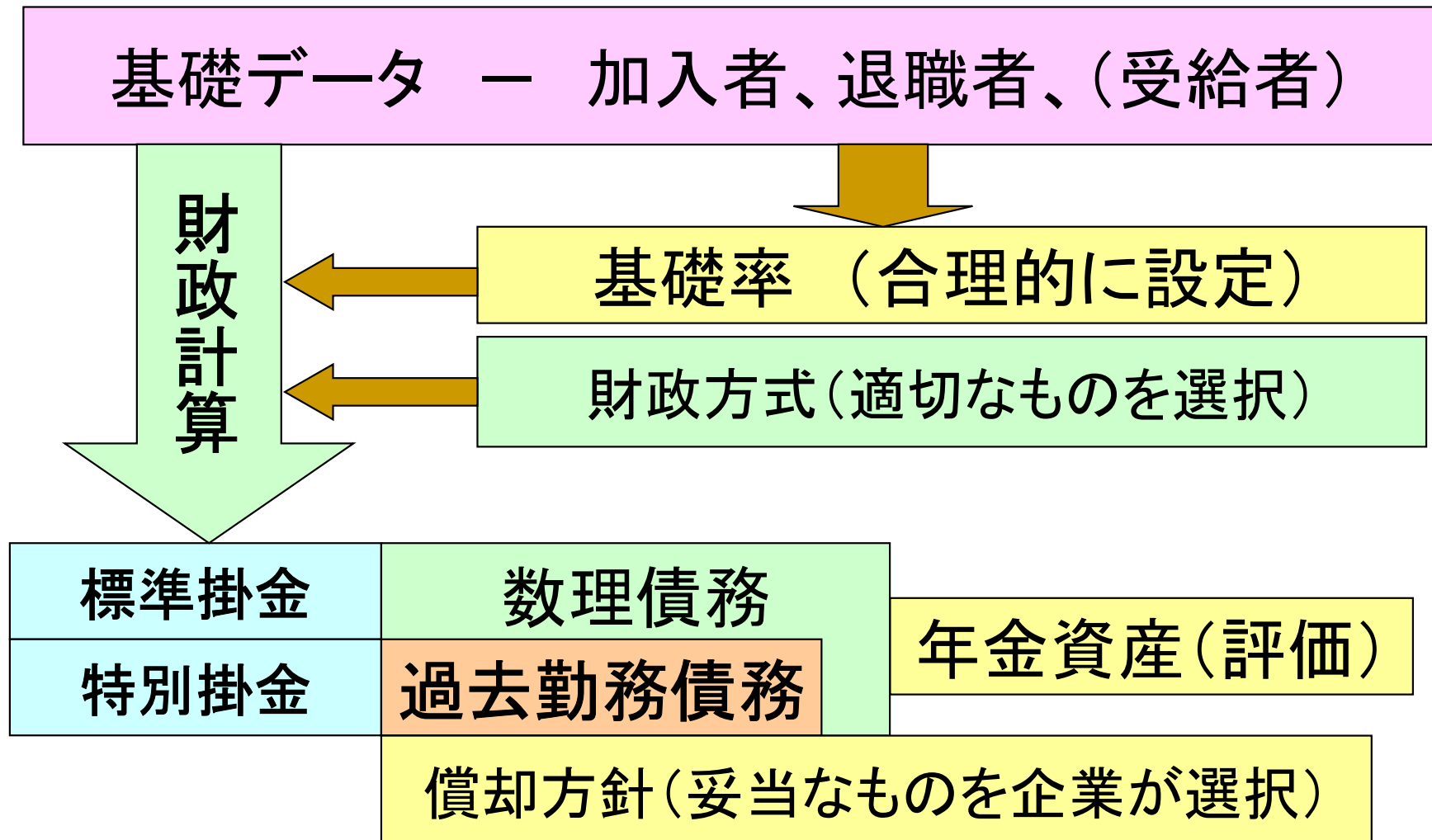
- I 財政計算
- II 過去勤務債務の償却
- III 制度変更の財政計算
- IV 財政決算と財政再計算

2022年6月

年金数理人 久保知行

I 財政計算

財政計算：掛金（率）の算出



財政計算が実施される場合

制度発足時

今後の掛金を算定、年金資産はない

制度変更時

今後の掛金の増減を算定、年金資産を考慮

定期的検証(財政再計算)

現行の掛金の再評価、臨時実施の場合あり

制度終了時

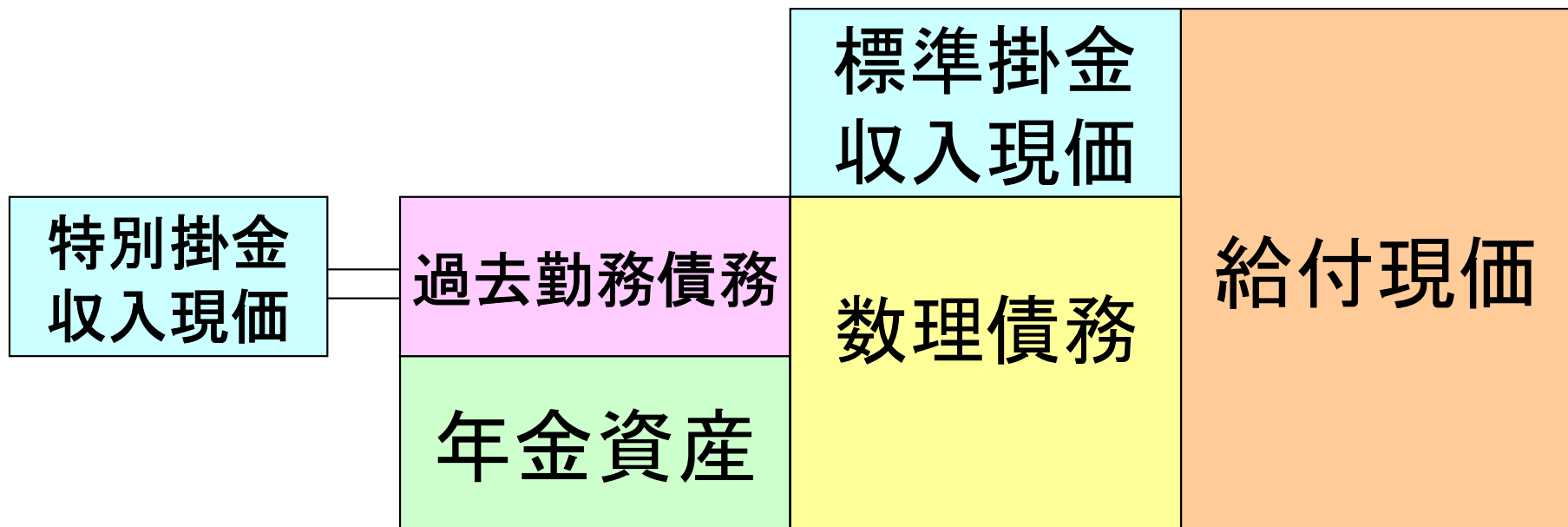
債務の算定が中心、特殊な算定方法

Ⅱ 過去勤務債務の償却

過去勤務債務(広義) = 未積立債務

数理債務 = 給付現価 - 標準掛金収入現価

過去勤務債務 = 数理債務 - 年金資産



過去勤務債務の償却(積立)方法

特別掛金により積立

積立期間は有限(確定給付企業年金制度では20年以内)

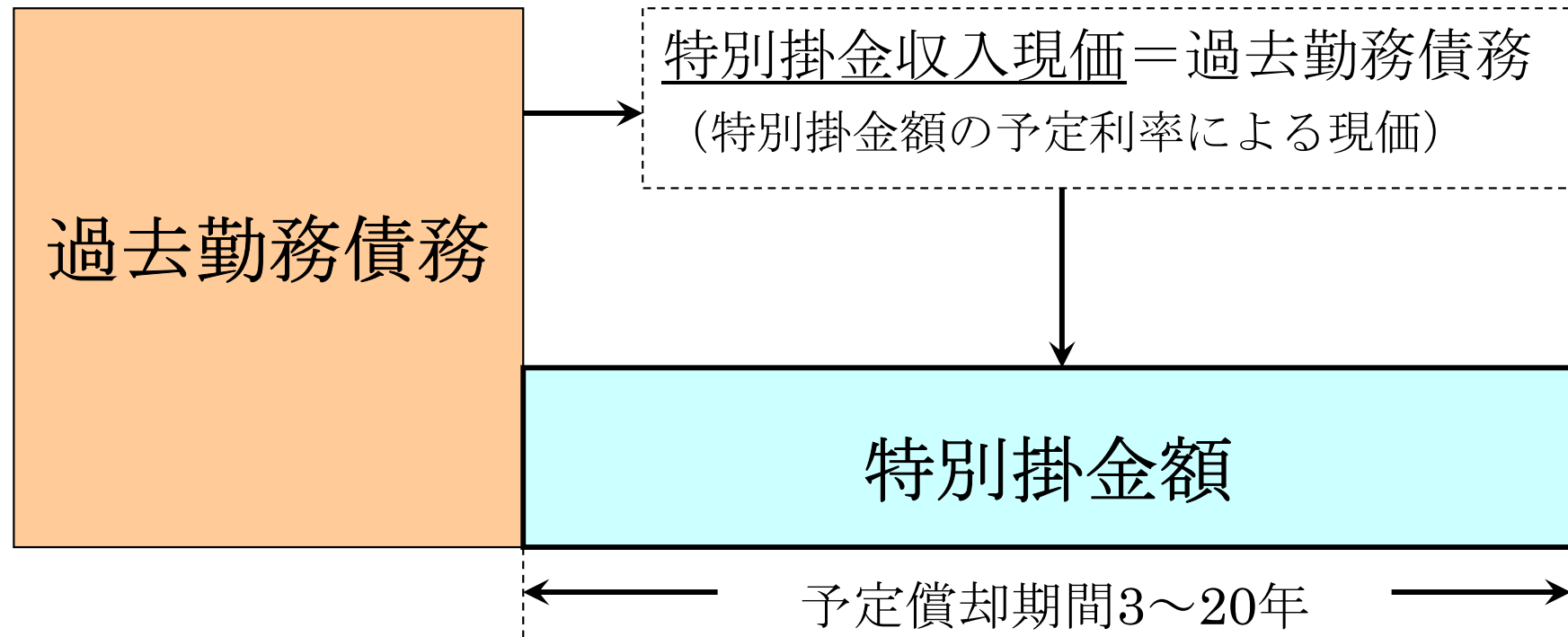
償却方法には選択肢(企業が選択)

- ①通常償却: 予定期間にわたり均等に償却
- ②弾力償却: ①の方法で上下限を決めて償却
- ③定率償却: 未償却残高の一定割合を償却

償却方法の変更は財政計算時のみ可能

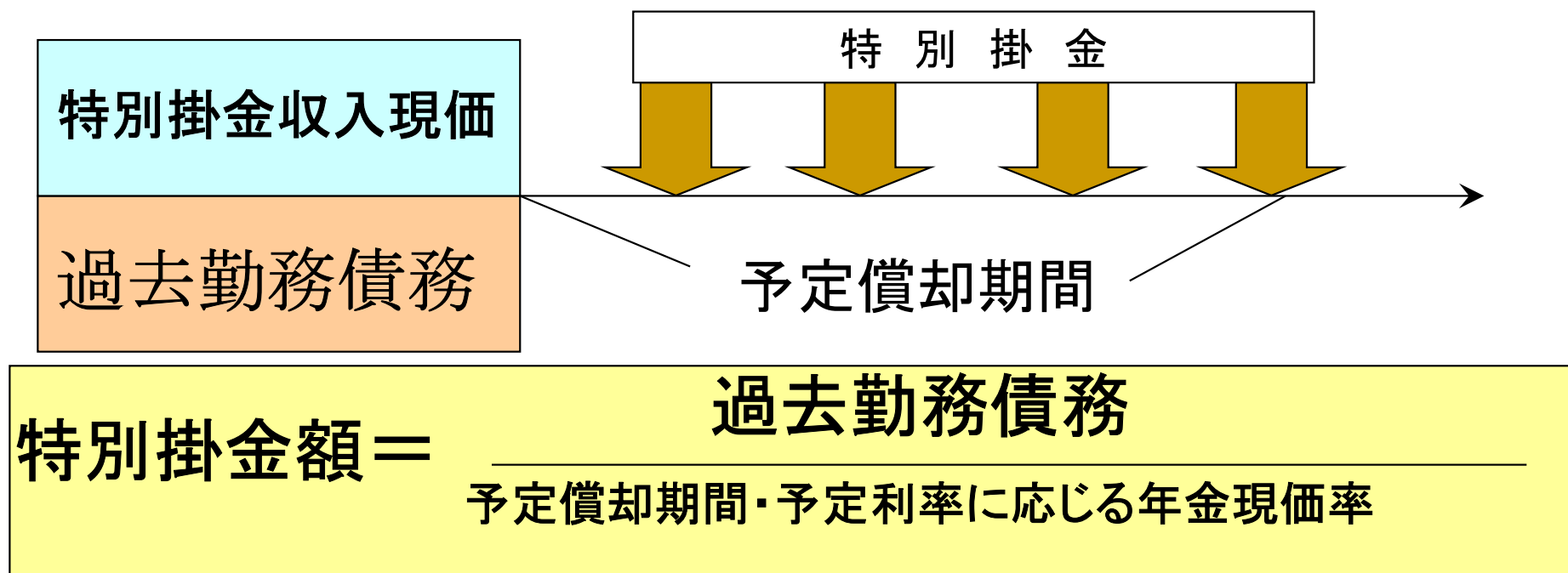
通常償却

3年以上20年以内の範囲内で、あらかじめ規約で定めた予定償却期間で均等に償却する方法



通常償却の特別掛金の算定方法

毎年の均等償却額(率)により、予定償却期間および予定利率で償却が完了するように設定



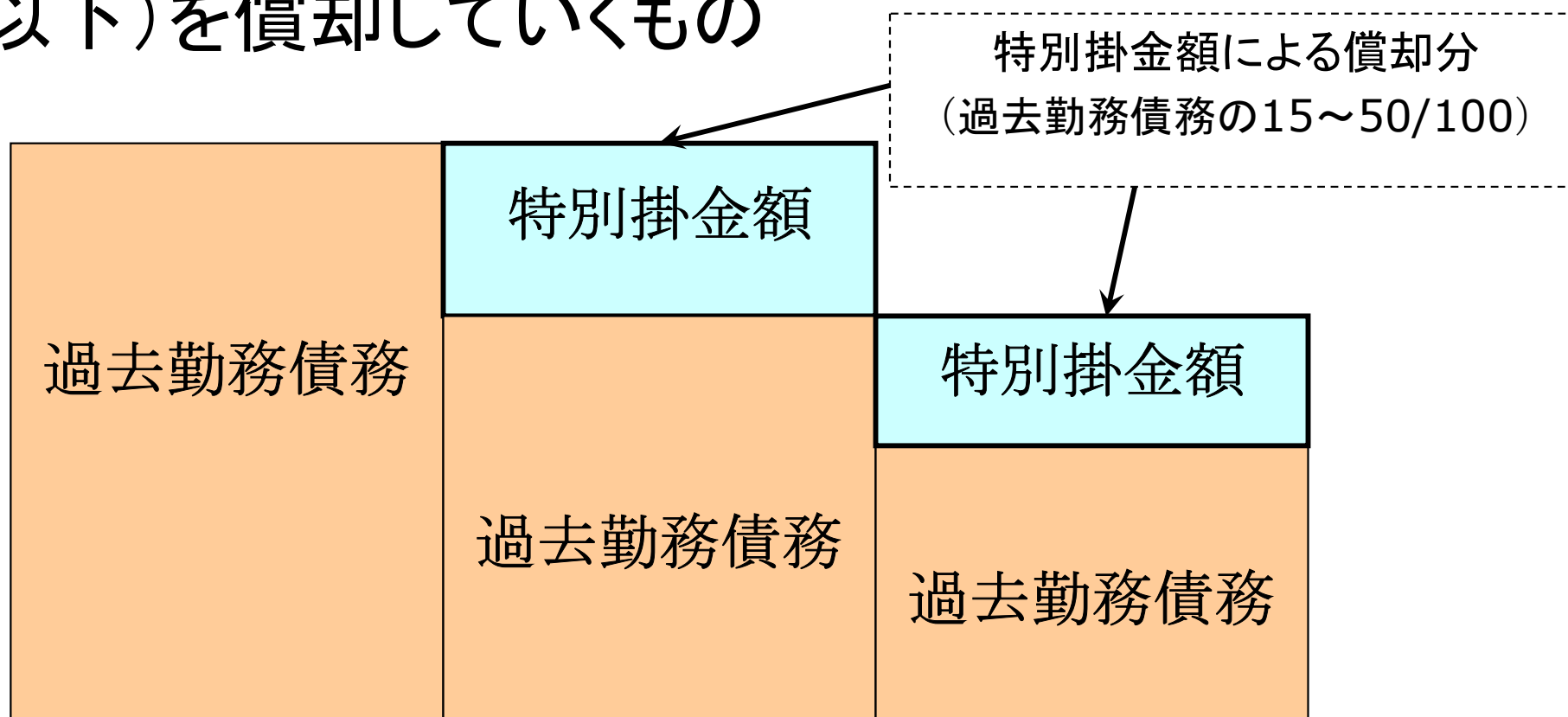
(注)特別掛金率:特別掛金額を一人当たりや総給与に対する割合としたもの

弾力償却の予定償却期間と最短期間

予定償却期間		最短期間
5年未満		3年
5年以上	7年未満	4年
7年以上	9年未満	5年
9年以上	11年未満	6年
11年以上	13年未満	7年
13年以上	14年未満	8年
14年以上	15年未満	9年
15年以上		10年

定率償却

過去勤務債務の一定割合（15/100以上50/100以下）を償却していくもの



定率償却の特別掛金の算定方法

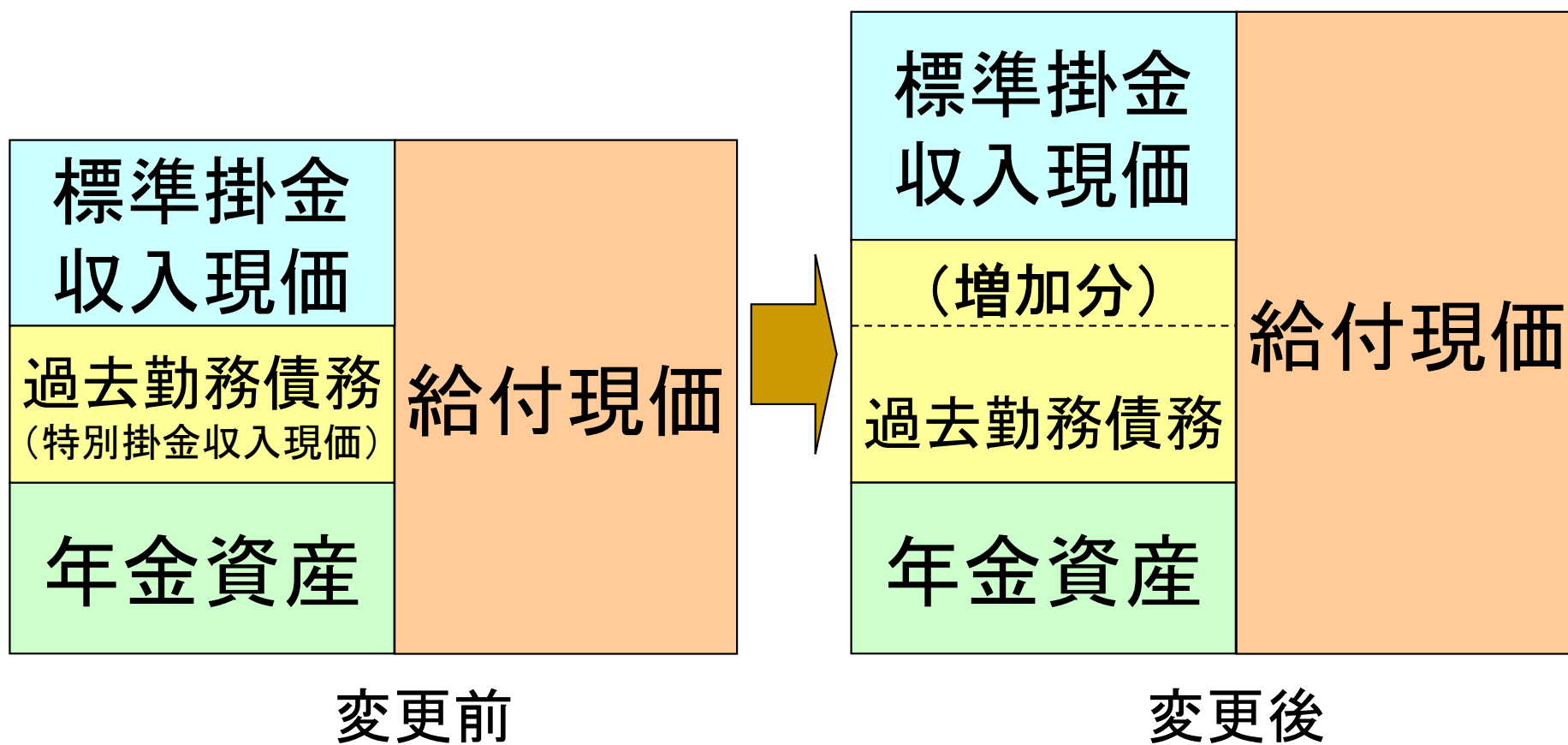
$$\text{特別掛金額} = \text{過去勤務債務} \times \text{償却割合} \\ (15 \sim 50/100)$$

償却が永遠に続く可能性

→ 過去勤務債務 ≤ 標準掛金額以下
となる時には一括償却が可能

Ⅲ 制度変更の財政計算

① 制度変更による財政構造の変化



②制度変更による掛金額の変化

標準掛金額：将来の給付水準の変化を反映

特別掛金額：過去部分に及ぼす影響を反映

$$\text{新特別掛金額} = \text{旧特別掛金額} + \frac{\text{過去勤務債務の増減}}{\left[\begin{array}{l} \text{予定償却期間・予定利率} \\ \text{に応じる年金現価率} \end{array} \right]}$$

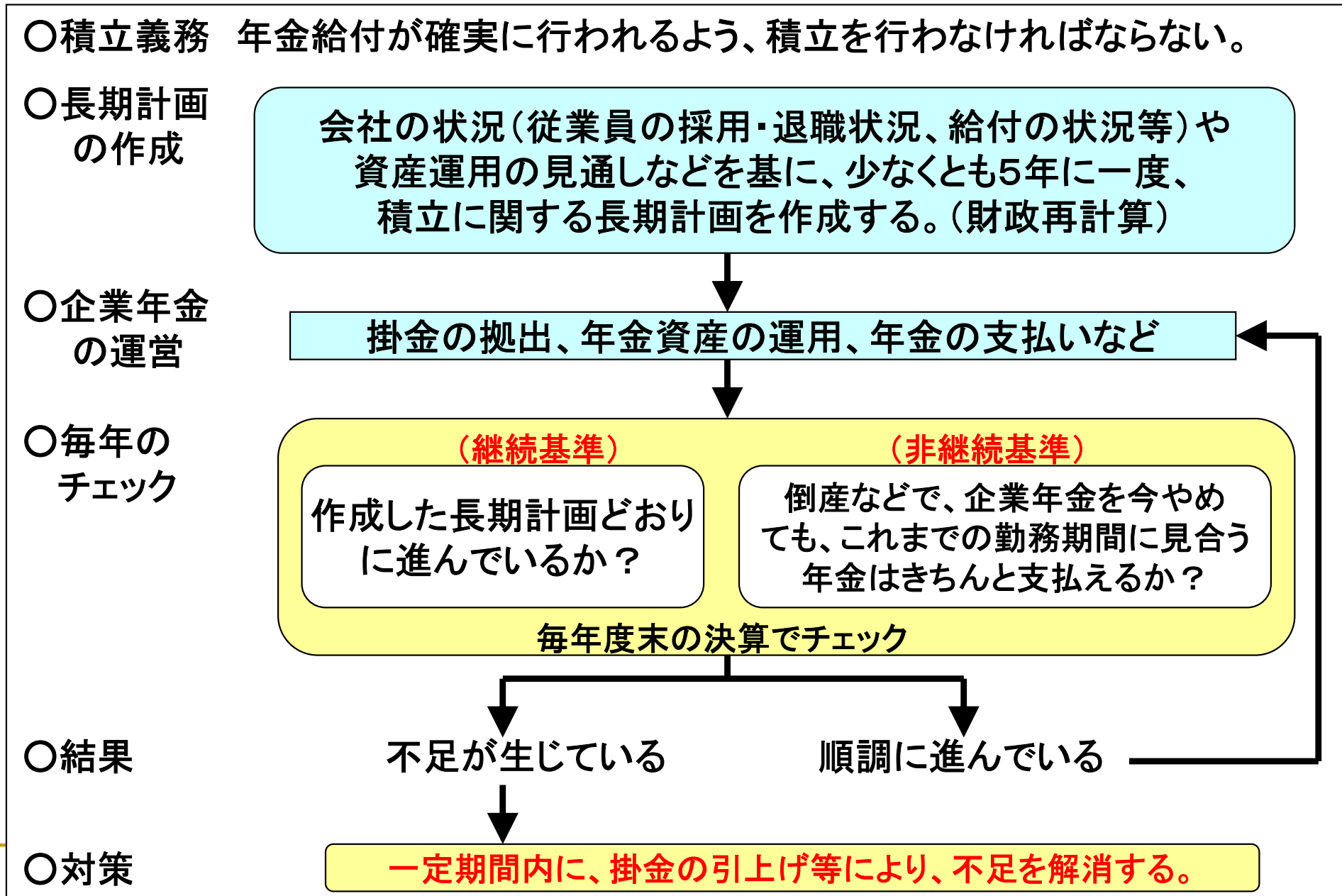
(注)制度変更の際に、基礎率や財政方式が見直されることもある

制度変更時点における積立不足は過去勤務債務の増減に織り込まれる

財政決算の内容

- 毎年1回、定められた決算日に実施
- 基礎率は直前の財政(再)計算のものを使用
- 責任準備金および年金資産を算定・開示
- 積立の過不足把握(財政検証)
 - (継続基準: 責任準備金VS年金資産)
 - (非継続基準: 最低積立基準額VS年金資産)
- 積立の過不足の要因分析
- 不足が大きい場合、解消を図る必要性あり

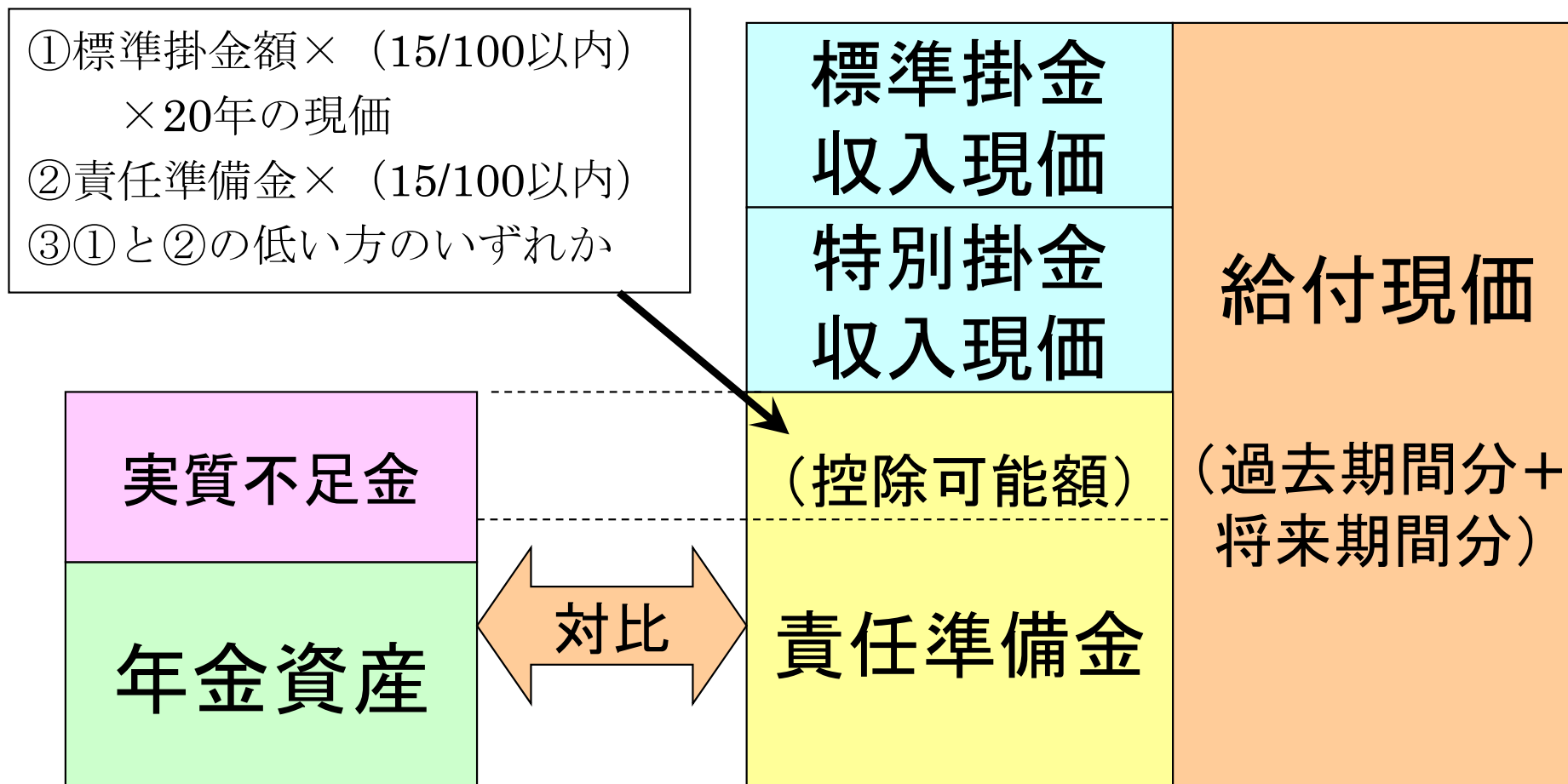
財政検証のイメージ図



継続基準の財政検証

- 年金制度が今後も継続することが前提
- 将来において支払われる給付と、今後の掛金および運用収入を考慮し、必要な積立金を保有しているかどうかを検証
- 積立金の評価は、掛金計算に用いる積立金の評価方法と同一（時価もしくは数理的評価）
- 財政検証で認識された積立不足が一定の範囲を超えれば、掛金の引き上げ等が必要

継続基準の財政検証のイメージ

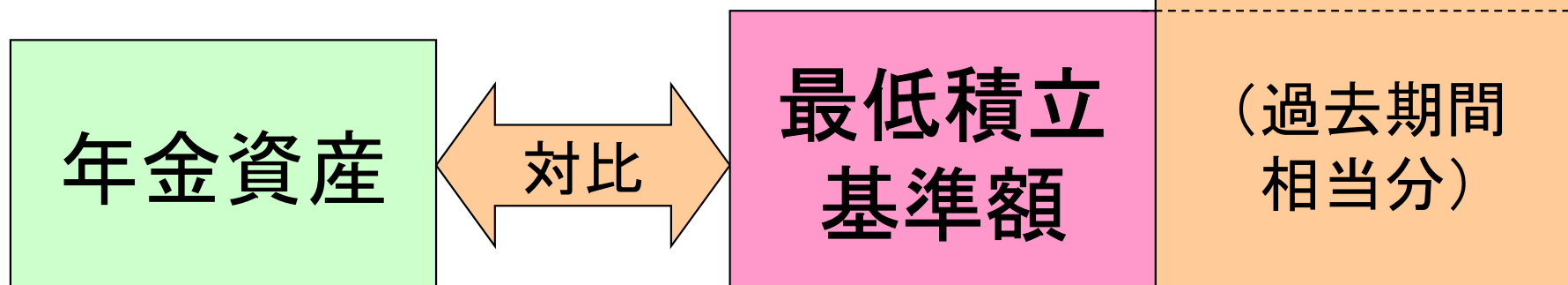


非継続基準の財政検証

- 現時点で制度が中止されても、過去の加入期間に対応する給付(その予想額の現価が最低積立基準額)に見合った積立金があるかどうかを検証
- 非継続基準の財政検証は、継続基準の財政検証を補うもの
- 積立金の額は時価評価
- 積立不足は、一定の期間で償却

非継続基準の財政検証のイメージ

最低積立基準額と対比した不足金の水準区分	不足解消の要件
10%以下の部分	15年以内
10%超20%未満の部分	10年以内
20%超の部分	5年以内



財政検証における要因分析

損益の種類	関係基礎率	一般的傾向
利差	予定利率	実際が高いと剰余
死差	予定死亡率	実際が多いと剰余
脱退差	予定脱退率	高年齢で実際が多いと剰余 若年玲で実際が多いと不足
昇給差	予定昇給率	実際が多いと不足
新規加入差	予定新規加入	実際が多いと剰余 実際が若いと剰余

財政再計算の内容

- 決められたサイクル(5年以内)で実施
- 基礎率(財政方式)についても見直し
(標準掛金も変更される)
- 決算で繰り越された(累積の)不足金を解消
- 特別掛金の償却方針の見直しも可能
- 臨時に実施される場合(繰り上げ再計算)あり
(制度の合併、加入者数の大幅な変動の場合など)

(参考) 企業年金の必要性

1912年に老齡問題専攻の学生が書いた文章

「社会経済の体制全体の見地からして、事業主には、産業社会における人生を10年、20年、あるいは40年にわたって使い尽くすような職業に個人に従事させ、その後、残りの人生を、海に捨てられた物のように、確かなあてもなく、社会に放り出す権利はない。」

(出所: 田村正雄監訳「企業年金の基礎」(ぎょうせい))